

令和6年(フ)第324号

破産者 株式会社飛鳥商事

第2回債権者集会報告書

令和7年6月26日

盛岡地方裁判所 御中

破産管財人 日 高 拓 郎

TEL 0197-65-6432

FAX 0197-65-6433

第1 負債の状況(破産申立時点において把握していた債務額であり未確定。)

負債合計：約36億3200万円

(内訳)

- 1 公租公課：約3360万円(消費税, 社会保険料, 固定資産税, 労働債権など。)
- 2 労働債権：約9590万円
- 3 その他：約35億250万円

第2 破産財団の経過及び現状

- 1 頭書破産事件について, 破産財団の現況は, 財産目録及び収支計算書のとおりである。次回第3回債権者集会までに換価できない財産については財団から放棄する予定である。
- 2 以下, 破産者名義の不動産について特に述べる。

(1) 借地上の破産者名義建物

ア まーす北上(借地上の建物であり担保物件。)

地権者及び担保権者の承諾を得たうえで売却した。

イ ユニオン山田, ユニオン宮古(いずれも借地上の建物であり担保物件。)

現時点で購入希望者がおらず, 換価が難航している。現状では財団から放棄せざるを得ない。

なお, ユニオン磯鶏は土地・建物ともに賃借物件であり, オーナーへ

の明渡は完了した。

- (2) 盛岡市本宮所在の破産者名義土地（賃貸中の物件。ただし担保物件であり賃料は差押済み。）

担保権者の承諾を得たうえで売却した。

- (3) 矢巾町所在の自己所有土地（担保物件であり賃借会社名義の建物あり。賃料は差押済み。）

土地の賃借会社は令和7年5月22日付で破産手続開始決定を受けた。

賃借会社に関する破産管財人と協力し、土地と賃借会社名義の建物を一括で売却することを計画している。

- (4) その他の自己所有不動産（一部は担保物件。）

購入希望者がいる物件については売却交渉を進める。現時点で購入希望者が全く現れていない物件は紫波の旧マース矢巾と沿岸の物件であり、換価の可能性が低いことからやむを得ず放棄する予定である。

第3 労働者健康安全機構に関する未払賃金立替制度利用手続（計108名分）

破産手続開始決定以降、未払給与額の計算、元従業員108名に対する確認・問合せ対応、同機構への事前照会・事前審査などを含む業務を行っている。

2025年4月末日時点で内97名については労働者健康安全機構による立替払いが実施されている。

第4 一般社団法人貯玉補償基金による補償

破産会社が経営していたユニオン3店舗において、顧客が獲得したパチンコ・パチスロの玉及びメダルを店舗に預けるシステムに基づく顧客の玉及びメダル(以下総称し「貯玉」という。)については、破産会社が破産したことにより被る顧客の損害を、一般社団法人貯玉補償基金にて貯玉補償事業等利用に関する規約及び同基金の理事会の決議に基づき補償してもらうべく、2024年11月28日付で同基金と覚書を交わした。

同基金は令和7年5月19日に対象会員2,552名に対して補償実施の案

内を郵送にて一斉発送した。

第5 配当の見込み

一般破産債権よりも優先的に支払うことになる①公租公課や労働債権、借地に関する地代相当額などの財団債権及び②優先的破産債権に相当する労働債権が相当額に及ぶことが予想されるところ、これらを上回る額の破産財団を形成することは困難な状況である。よって、第1回債権者集会時の報告と同様、現時点では一般破産債権者に対する配当の見込みはない。

第6 今後の方針

引続き換価に努めるとともに、財団債権の支払いを実施する。

以上

添 付 資 料

1. 財産目録
2. 収支計算書
3. 預金通帳の写し